

会員規則

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会（以下「本会」という。）定款第2章の規定に基づき、会員が本会に納付する入会金および会費の額及び納入方法について定めるほか、会員の入会及び退会等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金および年会費)

第2条 本会の会員は、次に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

	入会金（税別）	年会費（税別）
(1) 正会員	100,000円	100,000円
(2) 法人会員	100,000円	100,000円

- 2 入会金は、いかなる状況下でも同一人から2回以上を納入することは無い。ただし、設立時正会員および理事については、入会金の納入を要しないものとする。
- 3 前項に関わらず、設立時の正会員については、年会費の納付を免除する。
- 4 本会は、理事会の議決により、法人会員が大規模自然災害に被災した等、第1項に定める入会金および会費等の納入が困難であると認められる場合において、それらの一部または全額の延納、あるいは免除を認めることができる。
- 5 前項に関わらず、理事会の決議により、一定期間において入会金の免除期間を設けることができる。

(会員の権利)

第3条 法人会員は、定款第2条で定めた事業に参加し、または各種サービスの提供・利用を受ける権利を有する。なお、事業によっては参加費等を課することがある。

- 2 法人会員の従業員は、本会が運営するサービスの提供・利用を受ける権利を有する。

(会員の義務)

第4条 会員は、この規程のほか、法令、定款、資格取得者倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・規則等を順守しなければならない。

- 2 法人会員は、窓口責任者・担当者等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに本会へ届け出なければならない。なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠による会員の損害について、本会は責任を負わないものとする。
- 3 前項に違反した場合、又は、法人会員の責に帰すべき事由により本会において会員の所在が不明になった場合は、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する資料等（以下「会員向け資料等」という。）の発行を停止することができるものとし、また、その後にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は協会に対して、協会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け資料等の発行を要求することはできないものとする。
- 4 会員が、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、本会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

(納入方法及び納期)

第5条 入会が認められた法人会員は、すみやかに入会金および年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費は1年とし、毎年1年分を先払いするものとし、年度途中の入会であっても、月割計算等を行わない。

(入会の手続き)

第6条 当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書に必要事項を記入のうえ本会事務局に提出しなければならない。

(入会の承認)

第7条 第5条による入会の申し込みを受け、理事会の承認および入会金および会費の入金確認をもって会員となる。理事会は、入会の申し込み者が、以下の項目に一つでも該当する場合は、入会を承認しない。

- (1) 本会の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断した場合
- (3) その他、会員とすることを不相当と判断した場合

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するとき、定款8条に定める手続きに従い、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(会員の名義変更)

第9条 会員は、商号が変更になった場合、所定の手続きにより本会事務局に届け出なければならない。

- 2 法人会員同士の合併等が行われる場合は、存続会社は前項により名義変更を行う。消滅会社が納入した年会費は、合併時点で月割計算を行い、未経過分を返還する。

(退会の手続き)

第10条 会員は定款第9条の規定に基づき、退会届を提出して任意に退会することができる。

- 2 いかなる場合でも既納の会費は返還しない。ただし、第9条2項に該当する場合を除く。

(除名)

第11条

会員が次のいずれかに該当するとき、定款10条に定める手続きに従い、除名することができる。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉・信用を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、正当な理由があるとき。

(会費の返還)

第12条 退会又除名により会員の資格を喪失したものは、本会に既に支払った入会金、会費などの払い戻しを請求できない。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規則は、本会の設立登記の日から施行する。
2. 令和4年7月19日、理事会の定めにより、以下に経過措置を定める。
本規則第2条は、令和5年4月1日以後に登録された法人会員に適用することとし、それまでの間は入会金の徴収は行わない。
3. 令和5年10月3日、理事会決議を経て改訂を行う。
4. 令和6年8月28日、理事会決議により、定款第2章第5条2項に基づき、その他会員種類としてアカデミー会員の 신설を行う。
5. 令和7年3月26日、理事会決議により、定款第2章第5条2項に基づき、その他会員種類として自治体会員の 신설を行う。(令和7年5月1日施行)
6. 令和7年5月27日、理事会決議により、「入会金および年会費」に関する第2条第5項の条項追加を行う。
7. 令和8年4月1日、理事会決議により、記述表現(定款引用の削減)の適正化(第8条、第10条、第11条)を目的に改訂を行う。